

平成 28 年 2 月 3 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

プリオン専門調査会
座長 村上 洋介

イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る審議結果について

平成 28 年 1 月 14 日付け 27 消安第 4962 号により農林水産省から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、当専門調査会において審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

今回意見を求められた、イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用については、以下に示す理由から、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

1. 今回の見直しは、イノシシを豚と同等に豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料の原料として利用することについて、新たに認めるものである。
2. イノシシと豚は、共にイノシシ科イノシシ属イノシシ種に属し、これまでイノシシにおけるプリオン病の存在は報告されていない。また、「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成 16 年 6 月 24 日付け府食第 696 号）において、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はないと評価している。さらに、牛肉骨粉等の養魚用飼料利用に係る「食品健康影響評価について（回答）」（平成 26 年 10 月 7 日付け府食第 771 号）において、魚において BSE プリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていないと評価している。
3. イノシシ由来たん白質を飼料として製造する場合は、自然状態でプリオン病の存在が確認されている動物に由来する血液その他のたん白質の混入を防止するための管理措置が実施される。なお、原料の収集時における輸送容器については、専用の容器が用いられるよう、今後、リスク管理機関が適切な管理措置を講じることとした。